## 佐賀県告示第73号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 32 条第 1 項及び佐賀県家畜伝染病予防法施行細則(昭和 31 年佐賀県規則第 44 号)第 11 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動等を制限する。

平成29年2月5日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 移動を制限する区域における家畜の種類等
  - (1) 移動を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそ れらの死体
  - (2) 移動を制限する物品 病原体を広げるおそれのある物品
  - (3) 移動を制限する区域
    - ア 多久市多久町の一部並びに南多久町長尾の一部、下多久の一部及び花祭の一部
    - イ 武雄市北方町大字志久の一部
    - ウ 小城市牛津町上砥川の一部
    - エ 杵島郡大町町福母の一部及び大町
    - オ 杵島郡江北町上小田、下小田、山口、八町の一部、惣領分の一部及び 佐留志の一部
    - カ 杵島郡白石町大渡の一部、東郷の一部、今泉の一部及び馬洗の一部
  - (4) 移動を制限する期間平成29年2月5日から当分の間
- 2 搬出を制限する区域における家畜の種類等

- (1) 搬出を制限する家畜の種類
  - 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- (2) 搬出を制限する物品 病原体を広げるおそれのある物品
- (3) 搬出を制限する区域
  - ア 佐賀市久保田町久保田、徳万の一部、新田の一部、久富の一部及び江 戸の一部
  - イ 唐津市相知町平山上の一部並びに厳木町広瀬の一部、中島の一部、牧 瀬の一部及び瀬戸木場の一部
  - ウ 多久市東多久町納所及び別府、南多久町長尾の一部、下多久の一部及び花祭の一部、多久町の一部、西多久町板屋の一部並びに北多久町多久原の一部及び小侍
  - エ 武雄市朝日町中野の一部、甘久及び芦原、橘町永島の一部、芦原、片白及び大日、武雄町昭和の一部、富岡の一部及び永島の一部、若木町川 古の一部並びに北方町志久の一部、大崎、大渡及び芦原
  - 才 小城市小城町、小城町松尾の一部、晴気の一部、畑田の一部、池上、 栗原及び船田、三日月町堀江の一部、金田の一部、樋口、長神田の一部、 久米の一部、石木及び甲柳原、牛津町牛津、柿樋瀬、乙柳、勝、上砥川 の一部及び下砥川並びに芦刈町浜枝川、三王崎、芦溝、下古賀、道免及 び永田
  - カ 嬉野市塩田町久間の一部
  - キ 杵島郡大町町福母の一部
  - ク 杵島郡江北町八町の一部、惣領分の一部及び佐留志の一部
  - ケ 杵島郡白石町福吉、福田、築切、遠江、横手、牛屋の一部、戸ヶ里、

深浦の一部、廿治、堤、湯崎、辺田、田野上、坂田、新拓の一部、福富、福富下分、八平、新明の一部、新開の一部、大渡の一部、東郷の一部、今泉の一部及び馬洗の一部

(4) 搬出を制限する期間

平成29年2月5日から当分の間